

岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付要綱

制 定 平成30年 9 月 2 6 日
最終改正 令和 4 年 3 月 1 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、本町に存する道路に面したブロック塀等の撤去及び改修工事を行う者に対し、予算の範囲内において岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、町域の道路に面した危険なブロック塀等の撤去を促進し、もって地震による人的・経済的な被害を軽減するとともに、地震時の避難路の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 本町に存する大阪府又は岬町が管理する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀をいい、ブロック塀等の一部にフェンスが存在するものを含む。ただし、国及び地方公共団体が所有するものを除く。
- (3) 軽量フェンス等 ネットフェンスやアルミフェンス等のフェンス類及びその他塀と同等の機能を有すると認められるものをいう。
- (4) 撤去 ブロック塀等の全て又はその一部を取り除くことをいう。
- (5) 改修 ブロック塀等を撤去した範囲内において引き続き軽量フェンス等を設置することをいう。
- (6) ブロック塀等安全点検 別表に定めるブロック塀等点検表により点検することをいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 この要綱による撤去工事における補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等安全点検で安全確認ができないもの
- (2) 撤去するブロック塀等が道路に面しており、高さ（道路面からの高さをいう。以下同じ。）が、60センチメートルを超えるもの
- (3) ブロック塀等の高さが、ブロック塀等と道路境界までの水平距離より高いもの

(補助対象工事)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、前条に規定する補助対象ブロック塀等の撤去工事及びその撤去工事後に行う改修工事であって、次に掲げるものとする。

- (1) 撤去工事は、次のいずれにも該当するものとする。
 - ア 補助対象ブロック塀等の全てを撤去又は一部を撤去するもので、一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さが、道路に面する部分の全てが60センチメートル以下になるものであること。
 - イ 撤去後のブロック塀等が建築基準法の道路内に残存又は水路等の公共施設に突出

しないこと。

(2) 改修工事は、次のいずれにも該当するものとする。

ア 撤去工事後に、引き続き軽量フェンス等を設置するものであること。

イ 軽量フェンス等の下部にブロック塀等を設置する場合は、2段以下とし、ブロック塀等の高さは60センチメートル以下とすること。

ウ 安全な基礎に緊結すること。

エ 建築基準法の道路内に設置しないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、第3条に規定する補助対象ブロック塀等の所有者であって、当該ブロック塀等を撤去及びその撤去工事後に改修をする者とする。

(補助対象工事の着手の時期等)

第6条 補助対象工事は、第9条第1項に規定する補助金の交付の決定後に着手し、交付決定の日の属する会計年度の3月15日までに完了するものでなければならない。

2 補助金の交付は、同一敷地につき1回限りとする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象者が行う補助対象工事に要する費用とし、補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 撤去に係る補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象工事のうち撤去に要する費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を限度とする。

(2) 改修に係る補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象工事のうち改修に要する費用に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 撤去するブロック塀等の現況図（付近見取図・配置図等）

(2) 現況写真（ブロック塀等の全景、高さ及び道路境界までの距離がわかるもの）

(3) 撤去及び改修工事の内容がわかる図書

(4) 工事見積明細書の写し（施工業者から補助対象者に発行されたもので、補助対象工事に要する費用で撤去及び改修それぞれの内訳金額がわかるもの）

(5) ブロック塀等の所有者であることが確認できる書類

(6) 撤去するブロック塀等のブロック塀等点検結果資料（別表に定めるブロック塀等点検表により点検したもの）

(7) 代理者が申請する場合は、委任状

(8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付決定

通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を付けることができる。

- 2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金を交付しない旨の通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助対象工事の着手）

- 第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日からおおむね30日以内に補助対象工事に着手するものとし、着手したときは直ちに岬町ブロック塀等撤去及び改修工事着手届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（補助対象工事の変更及び中止）

- 第11条 補助決定者は、第8条に規定する補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事変更承認申請書兼ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付変更申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更が生じない場合は、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事変更届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 変更しようとする工事の内容がわかる図書

(2) 変更後の工事見積明細書の写し（施工業者から補助対象者に発行されたもので、補助対象工事に要する費用で撤去及び改修それぞれの内訳金額がわかるもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは、補助決定者に対し岬町ブロック塀等撤去及び改修工事変更承認通知書兼ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付変更決定通知書（様式第7号）により承認を行うものとする。その場合において、必要と認めるときは補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更することができる。

- 3 補助決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、速やかに岬町ブロック塀等撤去及び改修工事中止届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

- 4 前項の規定による工事の中止届の提出があったときは、第9条第1項の補助金交付の決定は、取り消されたものとみなす。

（完了報告）

- 第12条 補助決定者は、補助対象工事が完了したときは、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事完了報告書（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象工事の施工写真及び当該工事後の全景が分かる写真（撤去後に改修工事を実施する場合は、撤去後及び改修前の状況が分かる写真を含む。）

(2) 工事費領収書の写し（施工業者から補助決定者に発行されたもので、補助対象工事に要する費用で撤去及び改修それぞれの内訳金額がわかるもの）

(3) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による工事完了報告は、補助対象工事の完了した日から起算して30日を

経過した日又は交付決定の日の属する会計年度の3月15日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の規定による工事完了報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、補助対象工事が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付額確定通知書(様式第10号)により、速やかに補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付請求書(様式第11号)に、町長が必要と認める書類を添えて、町長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第15条 町長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第16条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、岬町ブロック塀等撤去及び改修工事補助金返還命令書(様式第13号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助決定者に対する指導)

第18条 町長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認める場合、補助決定者に対し、報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

(書類の保存)

第19条 補助決定者は、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(その他)

第20条 この要綱の施行に関して必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月26日から施行する。

(補助金の交付申請等の特例)

- 2 平成30年6月18日から平成30年9月30日までの間に補助対象工事に着手した補助対象者で補助金の交付を受けようとする者についても、この要綱の規定(改修(軽量フェンス等設置)にかかるものは除く。)を適用する。この場合において、要綱第6条第1項中「第9条第1項に規定する補助金の交付決定後に着手し、」の規定は適用しないこととするとともに、岬町ブロック塀等撤去・改修工事補助金交付申請書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 撤去工事前のブロック塀等の図(付近見取図・配置図等)
- (2) 撤去工事前の写真(ブロック塀等の全景、高さ及び道路境界までの距離がわかるもの)、補助対象工事の施工写真及び当該工事完了後の全景がわかる写真
- (3) 工事の内容がわかる図書
- (4) 工事見積明細書の写し及び工事費領収書の写し(施工業者から補助対象者に発行されたもので、補助対象工事に要する費用がわかるもの)
- (5) 撤去工事前のブロック塀等の所有者であることが確認できる書類
- (6) 撤去工事前のブロック塀等のブロック塀等点検結果資料(別表に定めるブロック塀等点検表により点検したもの)
- (7) 代理者が申請する場合は、委任状
- (8) その他町長が必要と認める書類

- 3 前項の規定にかかわらず、町長は、同項各号に規定する書類の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- 4 第2項の規定により交付申請をした者については、要綱第10条から第13条までの規定は適用しない。

- 5 第2項の規定により交付申請をした者で、要綱第9条第1項の規定による交付決定通知を受け取った場合の同要綱第14条の適用については、同条中「前条の規定による補助金の交付額確定」とあるのは、「第9条第1項の規定による補助金の交付決定」と読み替えて適用する。

(この要綱の失効)

- 6 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和4年3月11日から施行する。